

[1]

# 東葛山の会 規約

## 第一章 総則

第1条 当会は、「東葛山の会」と称し（以下「会」という）、活動拠点を千葉県鎌ケ谷市内に置く。

第2条 会は、東葛地区を中心とする地域の登山愛好者の加入による地域山岳会である。

第3条 会は、上部団体として、日本勤労者山岳連盟に加入する。

## 第二章 目的と活動

第4条 登山は、健康で文化的な生活を営むための重要な活動であるとの認識のもと、会は安全を第一にした登山活動を通じて会員相互の交流を深めると共に登山技術の修得と向上を図ることを目的とする。

第5条 会は、前条の目的を遂行するために、次の活動を行う。

- (1) 会山行
- (2) 個人山行
- (3) 例会
- (4) 会報の発行
- (5) 登山に対する技術指導、教育、及び研究活動
- (6) 一般市民、及び他のスポーツ団体との交流
- (7) その他目的遂行に必要な活動（公開ハイキング等）

## 第三章 会員

第6条 会に入会するには、この会の規約及び活動を認めれば誰でも入会できる。入会の承認は、運営委員会が行う。

第7条 会員は、入会を認められたもので会員としての活動意思のある者とする。

第8条 会員は、全ての活動に自主的に参加することができる。

第9条 会員が次の各号に該当する時は、総会又は運営委員会の議決でもって除名をすることができる。

- (1) 特別の理由がなく会費を6ヶ月以上滞納したとき。
- (2) 会員として、ふさわしくない行為があったとき。

第10条 会員は、自由に会を退会することができる。

第11条 会員は、入会の時に、会指定の「個人賠償責任保険」に加入しなければならない。但し、個人で入っている者は、証明するものを提出する。

## 第四章 機関

第12条 会に機関として、総会、運営委員会、会計、事務局、山行部、会報部を置く。会の目的を遂行するために、運営委員会が必要と認めた時は各部の専門部、専門委員会を置くことができる。

第13条 総会は、会の最高意思決定機関で、年に1回、会長が招集する。

- (1) 会長は、必要に応じて臨時に総会を招集することができる。  
また、会員の3分の1以上の要請があった時は、臨時総会を開催しなければならない。
- (2) 総会は、会員の過半数の出席をもって成立し、決議を要する時は、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。  
委任状は、出席とみなすことができるが、その権限は総会の決定に委任するものとする。
- (3) 次の各号は、総会に諮るものとする。
  - i 年間活動報告、年間活動方針
  - ii 予算、決算、監査報告
  - iii 会の規約及び山行規程の改廃
  - iv 役員の変更
  - v その他の重要事項

第14条 運営委員会は、総会につぐ機関で、事務局、会報部、山行部の調整を図り、会の日常活動の総括と運営に当たる。

運営委員会は、会長、副会長、会計、会計監査、事務局長、山行部長、会報部長、各専門部の副部（局）長、その他会長が必要と認め指名した者で構成する。

第15条 事務局は、会の日常活動を総括し、次の各号の活動を行う。

事務局の総括は、事務局長とする。

- (1) 例会の主催及び集会場所の確保
- (2) 入・退会に関する事務
- (3) 渉外に関する活動
- (4) その他、会に必要な事務的活動

事務局に局員を置き、前項の活動を補助する。局員の任命は総会にて行う。

第16条 山行部は、会の山行活動を総括し、次の各号の活動を行う。

山行部の総括は、山行部長とする。

- (1) 会山行の企画及び管理
- (2) 個人山行の企画検証及び管理
- (3) 教育、研究活動及び遭難対策に関する活動
- (4) 装備の管理

山行部に部員を置き、前項の活動を補助する。部員の任命は総会にて行う。

第17条 会報部は、会の会報発行を総括し、次の各号の活動を行う。

会報部の総括は、会報部長とする。

- (1) 会報の企画、編集、発行
- (2) 原稿の募集
- (3) 会報のホームページへの掲載

会報部に部員を置き、前項の活動を補助する。部員の任命は総会にて行う。

## 第五章 役員

- 第 18 条 会に次の役員を置く。
- (1) 顧問 若干名 会運営について会長の相談を行う。
  - (2) 会長 1 名 会を代表し活動を総括する。
  - (3) 副会長 若干名 会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。
  - (4) 会計 2 名 会費の徴収及び収入支出の管理を行う。
  - (5) 会計監査 2 名 会の財産を監査する。
  - (6) 事務局長 1 名 日常活動を総括する。
  - (7) 山行部長 1 名 山行活動を総括する。
  - (8) 会報部長 1 名 会報発行に関する活動を総括する。
- 第 19 条 役員は、総会で選出する。任期は次年度総会までとし、再選を妨げない。役員の新補充は運営委員会で行い、その任期は前任者の残任期間とする。

## 第六章 財政

- 第 20 条 会の経費は、会費、寄付金、その他でもって充てる。
- (1) 会の会計年度は、5月1日より4月30日までとし、年度ごとに総会で会計報告を行い、承認を受けなければならない。
  - (2) 会計監査は年1回行う。
- 第 21 条 会の会費は、別に会費規程を設け、年ごとに定める。
- (1) 会費は原則として、前納とする。
  - (2) 運営委員会が特に必要と認めた時は、会費の他に、臨時徴収することができる。
- 第 22 条 会員が、第9条、第10条により会を脱退する時は滞納会費を精算しなければならない。また、第21条により前納した会費の返金及び会の財産の分与はしない。

## 第七章 その他

- 第 23 条 会は、別に山行規程を設ける。  
会員は、この山行規程に従わなければならない。
- 第 24 条 運営委員会は、会の規程に定められていない事項については、規約の精神に基づいて処理することができる。  
運営委員会は、会を運営するために必要な細則を別に定めることができる。
- 第 25 条 規約の改廃は、総会の 3 分の 2 以上の承認を要するものとする。
- 第 26 条 この規約に変更点が発生した場合は総会に諮り書き改める。
- 第 27 条 この規約は、2023 年 4 月 9 日より実施する。

## [2] 東葛山の会 会費規程

- 第 1 条 規約第 21 条により、会費を下記の通りとする。  
年 6,000 円
- 第 2 条 会費の徴収は、原則として、5 月及び 6 月の例会で行う。
- 第 3 条 途中入会者の会費は、月割り（500 円/月額）で徴収する。
- 第 4 条 徴収した会費は返金しない。
- 第 5 条 この会費規程は、2023 年 4 月 9 日より実施する。

## [3]

# 東葛山の会 山行規程

- 第1条 規約第23条により、東葛山の会山行規程を設ける。
- 第2条 会員は、会山行、個人山行、他の団体との山行に関わらず、この山行規程に従わなければならない。
- 第3条 この規程で定める山行とは、ハイキング、縦走、岩登り、沢登り、スキー、トレーニング山行、ウォーキング等、会員が企画した全ての行為をさす。
- 第3条 会員は、山行を実施するにあたって、この会の規約の精神に従い正しい登山の普及と発展、山岳地域の環境保全に心掛けるものとする。
- 第5条 会所有の装備の使用については、事前に管理担当者の許可を得ることとし、紛失や損傷については、使用者の責任において弁済するものとする。
- 第6条 会員は、会山行、個人山行に関わらず、自らの責任と判断で、山行に参加するものであることを自覚し、山行に関わる費用の一切は、当事者の個人負担とすることを原則とする。
- 第7条 (1) 山行の実施に当たっては、リーダーの責任において山行計画書を速やかにその内容を検討し、必要な指導と助言を行い回答しなければならない。山行部は、場合によっては、その山行を中止させることができる。山行計画書の提出及び指示を無視した山行は、無届け山行とみなす。  
(2) 山行計画書は、書面、ファックス、メールで提出する。  
(3) 緊急連絡先は、会長、山行部長とする。また、下山報告は会長と山行部長に連絡する。  
(4) 山行計画書には緊急連絡先と下山報告先を入れる。
- 第8条 (1) 会員以外の者を含む山行は、リーダーの責任において行う。  
(2) 山行のパーティーを組む時は、必ずリーダー、サブリーダーを定めるものとする。

- 第9条 山行の実施にあたって、会員は山行計画書に従って行動することを原則とし、不測の事態により山行計画書に従うことが困難な時は、変更した行動を追跡する手がかりを残すように努めるものとする。
- 第10条 山行のリーダーは、山行終了後速やかに下山報告をする。
- 第11条 (1) 山行中の会員が、当日夜8時を過ぎても連絡がない時は、山行部長は、会長、副部長及び参加者の緊急連絡先と連絡をとり合って情報の収集にあたる一方、全会員に待機命令をだす。  
(2) 山行中の会員が、山行終了予定の24時間を過ぎても連絡がつかない時は、会は必要な活動に着手し、状況に応じて会長、副会長、山行部長、山行副部長を中心に遭難対策本部を設置するものとする。  
(3) 会員から事故の一報があった時、会は遭難対策本部を設置する。  
(4) 無届け山行については、原則として会は責任を負わない。
- 第12条 会員が山行中事故にあった時は、対策本部を中心に会の総力を挙げて救助にあたるものとする。また、場合により、上部団体を通じて支援を要請する。
- 第13条 会員が、山行中に起こした事故に要する一切の経費、及び山行規程第12条により要した費用は、当事者、またはその家族が負担するものとする。
- 第14条 会員は、原則として日本勤労者山岳連盟の遭難対策基金に加入する。また、岩登り、冬山、沢登り、雪山を目指す会員は、5口以上の加入を推奨する。
- 第15条 運営委員会は、この山行規程に従わない会員に対して、規約第9条を適用することができる。
- 第16条 会で企画した山行に会員でない者が参加する時は、運営協力金として参加費を徴収することを原則とする。
- 第17条 この山行規程は、2023年4月9日より実施する。

## [4]東葛山の会 山行時の自家用車に関する規程

- 第1条 目的  
当規程は、自家用車(レンタカーを含む)を利用する山行において、事故防止、参加者の合意、諸費用の負担、及び会の関与等の事項を定め、関連する費用の算出をスムーズに進めることを目的とする。
- 第2条 対象  
会山行時のレンタカー利用、及び個人山行に当規程を適用する。
- 第3条 使用車両  
(1) 山行に使用する車両は、任意保険(対人、対物、搭乗者傷害)に加入しているものとする。  
(2) 使用にあたって車両所有者(レンタカーの場合は運転者)は、自己責任原則で事前に参加者(同乗者)に以下の合意を得ることとする。  
① 運転者の技量・健康状況                      ②車両の整備状況  
③任意保険の範囲
- 第4条 運転  
車両の運転に際しては、次の項目を厳守する。  
(1) 交通法規を守り、安全運転に努める。  
(2) 継続運転は、2時間までとし、尚且つ、適時休憩をとる。  
(3) 運転交代要員を、原則として1名以上を確保する。
- 第5条 車両使用に際しての費用の算出は、次の項目を参考にする。  
(1) 費用の燃料代、高速料金、駐車料等は参加者で均等に負担する。  
(2) 車両使用料は、1km当たり原則として15円とする。
- 第6条 トラブル時の費用の扱い  
事故などのトラブル発生時に係わる費用の負担は、次の通りとする。自賠責・任意保険により処理することを原則とし、その範囲外については当事者間で協議し公平に負担する。

第7条 その他当規程にないこと、及び、当規程で処理が不可能な場合、当事者間で誠意をもって協議し、解決を図ることとする。

第8条 この規程は、2023年4月9日より実施する。

## [5] 東葛山の会 慶弔規定

第1条 会員が死亡した時の弔慰金は、10,000円とする。

第2条 この慶弔規程は、2000年11月1日より実施する

## [6] 東葛山の会 山行時のバス利用に関する規程

第1条 当規程は、会山行でバスを利用した場合の費用の精算をスムーズに進めることを目的として定める。

- 第2条
- (1) 会員バスハイクは、原則参加者15名以上をもって成立要件とする。  
会からは、1回当たり30,000円を限度として、バス代（高速料金他）を補助する。
  - (2) キャンセル料は、原則として、3日前から前日までは半額、当日は全額を支払う
  - (3) 山行中止に伴って発生した会が負担すべきキャンセル料は、15,000円を限度として会で負担する。  
それを超えた場合は、参加予定者が負担する。

第3条 一般バスハイクのキャンセル料は、第2条の規程に準ずる。

第4条 この規程は、2023年4月9日より実施する。